

第2次川崎市行財政改革プランの取組について

平成17年度から19年度までの3年間の取組報告

2008年7月
川崎市

目 次

総括的事項

- 1 これまでの行財政改革における主な効果…………… 1
- 2 行財政改革効果の還元について…………… 2

I 行政体制の再整備

- 効率的な職員配置の推進 …………… 3
- 簡素で効率的な組織機構の構築 …………… 4
- 新たな人事制度の構築 …………… 5
- 新たな給与制度の構築 …………… 5
- 職員の意識改革の推進 …………… 6
- 公営企業の健全化の推進 …………… 7
- 出資法人改革の推進 …………… 9
- 指定管理者制度の活用 …………… 13

II 公共公益施設・都市基盤整備の見直し

- (1) 施設・設備の長寿命化の推進 …………… 14
- (2) 既存ストックの活用と時代要請への対応 …………… 14
- (3) 効率的で効果的な整備主体・手法の選択 …………… 15
- (4) 既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直し …………… 15
- (5) 市民との協働によるまちづくりの推進 …………… 15
- 総合的土地対策の推進 …………… 16

III 市民サービスの再構築

- (1)社会経済環境の変化に対応した施策の再構築 …………… 17
- (2)迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供 …………… 20
- (3)公共公益施設の有効活用の推進 …………… 21
- (4)市民協働による地域課題の解決 …………… 22
- (5)区行政改革の総合的推進 …………… 23

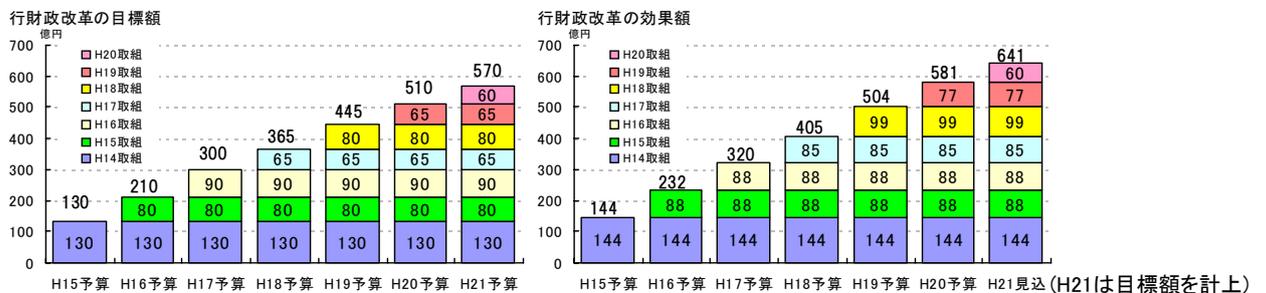
総括的事項

1 これまでの行財政改革における主な効果

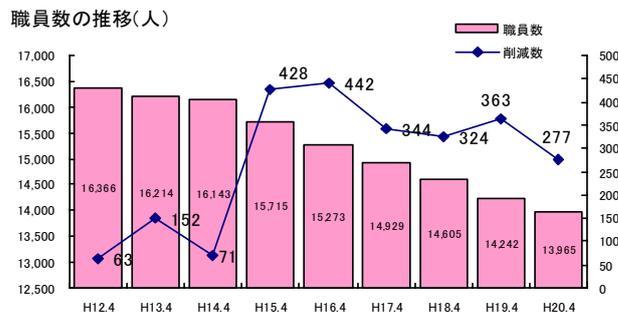
本市は、平成14年7月の「財政危機宣言」以降、川崎再生のためには持続可能な財政基盤を確立することが不可欠であるという認識のもと、行財政改革を市政運営の最重要課題として位置づけ、同年9月に「川崎市行財政改革プラン」を策定し、「行政体制の再整備」、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」を本市行財政改革の3つの柱として、その取組を着実に推進してきました。平成17年3月に策定した「第2次行財政改革プラン」においても、引き続き行財政改革を本市の最重要課題に位置づけ、市政運営の基本方針である「川崎再生フロンティアプラン」と連携を図り、取組を一層強化し推進してきました。

平成19年度で「第2次行財政改革プラン」の取組期間が終了しましたが、これまで取り組んできた行財政改革における主な効果については、次のように集約することができます。

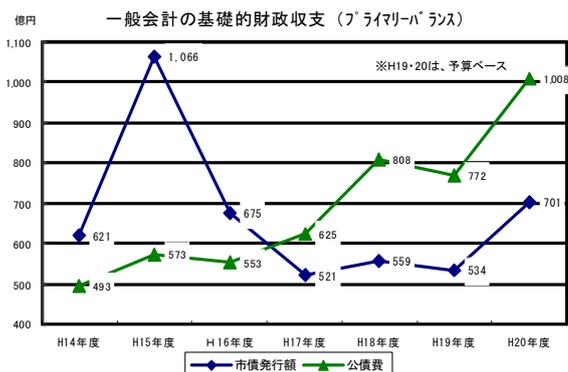
- ① 改革の目標数値として掲げている財政的效果について、平成20年度予算における目標額を単年度で71億円上回る581億円の効果をあげました。



- ② 「民間でできることは民間で」という基本的な考え方に基づき、事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、平成20年4月までの6年間で2,178人の職員を削減したほか、人事給与制度についても抜本的な見直しを図りました。



- ③ 建設事業等における厳しい事業選択や優先順位付け、市民サービスの再構築など、「川崎再生フロンティアプラン」の実行計画の策定に合わせて様々な見直しを着実に推進してきたことにより、平成14年の「財政危機宣言」時に見込んだ収支不足への適切な対応を図りました。なお、プライマリーバランス(基礎的財政収支)は、平成17年度決算において黒字に転換し、4年連続で黒字となっています。

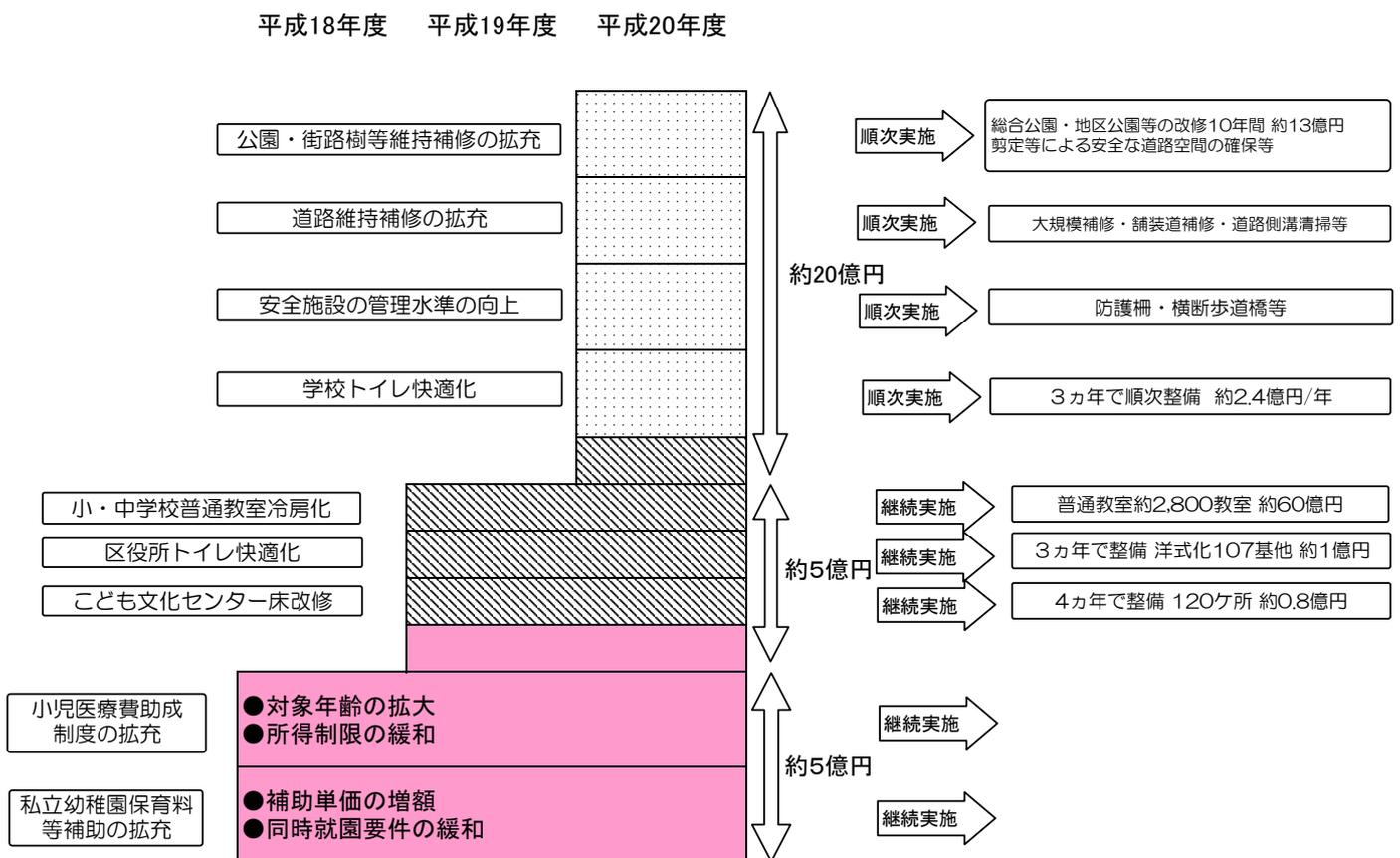


- ④ **自治基本条例の施行や区行政改革の推進**により、地域課題への的確な対応、市民活動支援の推進、区役所サービスの向上と効率化、区民会議などの市民参加による区行政の推進など、さまざまな取組が具現化しました。
- ⑤ 地方公営企業や出資法人について、経営改善に向けた計画や指針を策定し、**公営企業会計に対する基準外繰出金の縮小や出資法人の統廃合**などの成果をあげました。

2 行財政改革効果の還元について

改革の着実な推進により生まれた効果を、平成18年度から市民サービスの拡充に還元し活用することが可能になりました。平成18年度は小児医療費助成や私立幼稚園保育料等補助の拡充、平成19年度は、小中学校普通教室の冷房化、こども文化センターの床の改修など、そして平成20年度当初予算においては、公園、街路樹、防護柵等の道路施設、道路等の大規模補修の実施などによる管理水準の引上げや、快適な学習環境整備のための小中学校トイレの快適化事業に取り組むこととしています。

改革効果の市民サービスへの還元(イメージ)

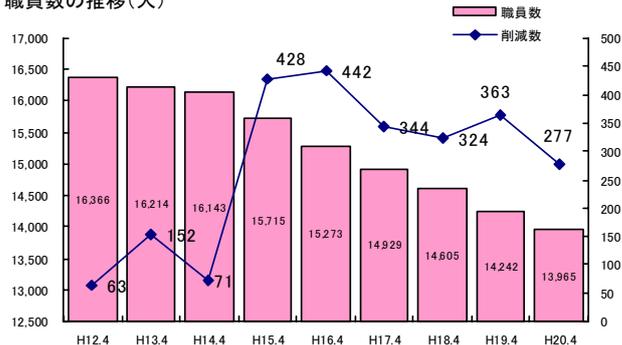


I 行政体制の再整備

行政体制の再整備については、第1次改革プランに引き続き第2次改革プランにおいても、「3年間で約1,000人の職員削減」を目標に、効率的で効果的な執行体制の構築に向けた取組を推進してきたほか、人事給与制度改革、公営企業や出資法人の経営健全化などにも取り組みました。

項目	改革の視点・方向性	目標	取組内容
効率的な職員配置の推進	<p>これまで主として行政が担ってきた事業執行手法を見直し、「民間でできるものは民間で」という基本原則に基づき、民間事業者等を積極的に活用することにより、民間活用型の公共サービス提供システムへの転換を推進します。</p> <p>また、公共部門が直接サービスを提供している分野においても、社会環境の変化や業務量の変化に対応した執行体制に見直し、非常勤職員の活用を図るなど職員配置の適正化を推進するほか、情報化・システム化による事務の簡素化・効率化、指定管理者制度の活用による管理運営手法の転換、出資法人等への派遣職員の引き上げ、組織の簡素化・効率化及び統廃合による見直しなども推進します。</p>	3年間で約1,000人の職員削減	<p>◎平成18年4月職員数 324人削減(14,929人→14,605人)</p> <p>【主な見直し項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ごみ収集業務執行体制の見直し ■恵楽園の管理運営の指定管理者への移行 ■公立保育所の民営化 ■保育所等調理業務の委託化 ■支所税務課の廃止 ■社会教育施設等の管理運営の指定管理者への移行 ■水道局営業所業務の見直し ■路線委譲に伴う自動車運転業務の見直し ■市民活動センター派遣職員の一部引き上げ <p>◎平成19年4月職員数 363人(2年計687人)削減(14,605人→14,242人)</p> <p>【主な見直し項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ごみ収集業務執行体制の見直し ■公立保育所の運営管理の指定管理者への移行 ■保育所調理業務の委託化 ■下水道業務執行体制の見直し ■区役所建築・開発指導業務一元化に伴う見直し ■学校給食調理業務執行体制の見直し ■学校用務業務執行体制の見直し ■配水工事事務所執行体制の見直し ■上平間営業所自動車運転業務の一部委託化 <p>◎平成20年4月職員数 277人(3年計964人)削減(14,242人→13,965人)</p> <p>【主な見直し項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■粗大ごみ収集運搬業務の委託化 ■公立保育所の民営化 ■保育所調理業務の委託化 ■建設センター道路維持管理業務執行体制の見直し ■下水道業務執行体制の見直し ■学校給食調理業務・用務業務執行体制の見直し ■市民館施設管理業務の委託化 ■配水工事事務所執行体制の見直し ■上平間営業所自動車運転業務の完全委託化

職員数の推移(人)



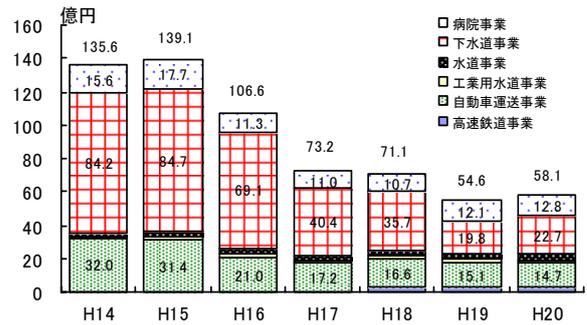
項目	改革の視点・方向性	目標	取組内容
簡素で効率的な組織機構の構築	組織機構が簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、社会環境の変化等に的確に対応できる組織体制の整備を行います。 ○実施目標 ■局・部・課の統廃合や事業所の類別区分の見直し ■主幹・主査などの役職ポストの見直し、削減 ■区行政改革の基本方向に基づく区役所整備 ■総合計画・実行計画の推進に向けた組織整備及び市民ニーズに的確に対応可能な組織の再編等	組織整備の実施	<p>◎平成18年4月組織整備 【役職ポスト数の見直し】 部長級＋4、課長級▲22、係長級▲76 【主な組織整備】 ■総合企画局に区行政改革推進担当を配置 ■財政局に市有財産有効活用担当を配置 ■健康福祉局にこども事業本部を設置 ■まちづくり局に神奈川口推進室を設置 ■まちづくり局に耐震偽装問題対策室を設置 ■区役所に高齢者支援課を設置 ■川崎病院に救命救急センターを設置</p> <p>◎平成19年4月組織整備 【役職ポスト数の見直し】 局長級＋1、部長級▲2、課長級▲11、係長級▲36 【主な組織整備】 ■総合企画局に藤子・F・不二雄ミュージアム整備準備室を設置 ■環境局に都市環境研究担当を配置 ■環境局に多摩川施策推進課及び多摩川管理事務所を設置 ■まちづくり局に井田病院建設担当を配置 ■区役所にまちづくり支援担当を配置 ■交通局にお客様サービス課、安全指導課を設置 ■教育委員会事務局に特別支援教育調整担当を配置</p> <p>◎平成20年4月組織整備 【役職ポスト数の見直し】 局長級＋1、部長級▲6、課長級▲5、係長級▲28 【主な組織整備】 ■こども本部を新設し、市民・こども局を設置 ■区役所にこども支援室を設置、地域安全担当主幹を配置 ■環境局総務部と公害部を再編整備し地球環境推進室を設置、公害部を環境対策部に名称変更 ■経済局と市民局勤労市民室を再編し経済労働局を設置し、労働雇用部を新設 ■総合企画局に臨海部活性化推進室を設置 ■教育委員会事務局総務部に教育改革推進担当、学校教育部に各区・教育担当を配置 ■収入役の廃止に伴い会計管理者を置き、会計室を設置</p>

項目	改革の視点・方向性	目標	取組内容																																																
			<p>組織改正の実施により見直した役職ポスト数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長級</td> <td>△ 6</td> <td>△ 1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>△ 5</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>2</td> <td>△ 5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>△ 2</td> <td>△ 6</td> <td>△ 3</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>△ 26</td> <td>△ 14</td> <td>△ 16</td> <td>△ 22</td> <td>△ 11</td> <td>△ 5</td> <td>△ 94</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>△ 20</td> <td>△ 24</td> <td>△ 19</td> <td>△ 76</td> <td>△ 36</td> <td>△ 28</td> <td>△ 203</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△ 50</td> <td>△ 44</td> <td>△ 31</td> <td>△ 94</td> <td>△ 48</td> <td>△ 38</td> <td>△ 305</td> </tr> </tbody> </table>		H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計	局長級	△ 6	△ 1			1	1	△ 5	部長級	2	△ 5	4	4	△ 2	△ 6	△ 3	課長級	△ 26	△ 14	△ 16	△ 22	△ 11	△ 5	△ 94	係長級	△ 20	△ 24	△ 19	△ 76	△ 36	△ 28	△ 203	合計	△ 50	△ 44	△ 31	△ 94	△ 48	△ 38	△ 305
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計																																												
局長級	△ 6	△ 1			1	1	△ 5																																												
部長級	2	△ 5	4	4	△ 2	△ 6	△ 3																																												
課長級	△ 26	△ 14	△ 16	△ 22	△ 11	△ 5	△ 94																																												
係長級	△ 20	△ 24	△ 19	△ 76	△ 36	△ 28	△ 203																																												
合計	△ 50	△ 44	△ 31	△ 94	△ 48	△ 38	△ 305																																												
新たな人事制度の構築	新人事評価制度の確立と円滑な移行	平成18年度本格運用開始	◎平成18年度から新たな人事評価制度の本格運用開始																																																
	新任用制度の確立																																																		
	能力本位の管理職登用制度	平成18年度中にあり方検討	◎人事評価結果を的確に反映し、これを活用した能力本位の管理職登用を行うとともに、現行の課長昇任選考(チャレンジコース)についても過去5年間の選考及び登用結果等を検証し、平成21年度から選考方法等の見直しに向けて取組を実施																																																
	自らキャリアプランを設計できるシステム	平成19年度実施目途	◎平成18年度試行実施 平成19年度の人事異動に向けた異動対象者自己申告書の作成とあわせてキャリアプランの作成を試行実施 ◎平成19年度 本格運用開始 試行結果等を踏まえ、将来的な視点から申告書を記載できるよう、平成20年度の人事異動に向けた異動対象者自己申告書にキャリアプランの記載欄を設置																																																
	人材育成・能力開発の推進	平成18年3月までに局(区)別計画策定	◎平成18年3月 局(区)別人材育成計画の策定 ◎平成19年6月 第2次人材育成基本計画策定 ◎平成19年度から研修所研修体系再編5ヶ年計画を実施																																																
	組織を活性化させ、職員の能力を最大限に活かす人事配置の推進	継続実施	◎職務経験や人事評価の結果を考慮した適材適所の人事配置を実施																																																
新たな給与制度の構築	給料表の見直し	平成19年度実施	◎平成19年4月実施 ■職務の段階に対応した給料表への切替 ・給料水準の引下げ ・本市独自課題(※)の見直し (※2職1級制の解消、困難係長級・困難課長級の廃止) 【関連した見直し】 ・普通昇給と特別昇給の統合及び昇給時期の統一 ・55歳昇給抑制措置の導入 ・退職手当の算定に在職期間中の貢献度を反映 ・特別職の給料及び報酬の額並びに期末手当算定方法の見直し ◎平成20年4月実施 【関連した見直し】 ・人事評価制度の評価結果を昇給へ段階的に反映 ・通勤手当の支給要件の見直し																																																
	期末・勤勉手当の見直し	平成19年度実施	◎平成19年度実施 平成18年度から運用開始した人事評価制度の評価結果に基づいた成績率を勤勉手当へ導入																																																
	特殊勤務手当の見直し	継続実施	◎平成18年4月 35手当→26手当に削減 ◎平成19年4月 26手当→20手当に削減 ◎平成20年4月 20手当→13手当に削減																																																

項目	改革の視点・方向性	目標	取組内容
	給料の調整額の見直し	継続実施	◎平成18年1月 給料の調整額廃止 (平成22年3月まで経過措置あり)
	管理職手当に係る特例措置の継続 管理又は監督の地位にある職員等の管理職手当について、100分の10に相当する額を減ずる。	継続実施	◎平成18年度特例措置を延長 平成18年3月31日まで→平成19年3月31日まで ◎平成19年4月 管理職手当制度の見直しに伴い、特例措置を廃止 手当額を給料表の改定に伴い変動する変動定額制から一定額とする固定定額制へ移行
	健康保険料の職員負担率等の見直し	段階的見直し実施	◎健康保険料負担率の段階的見直し 【平成17年度の取組】 事業主負担割合の引下げ(65.3%→60.0%) 職員負担割合の引上げ(34.7%→40.0%) 【平成18年度の取組】 事業主負担割合の引下げ(60.0%→52.7%) 職員負担割合の引上げ(40.0%→47.3%) 【平成19年度の取組】 事業主負担割合の引下げ(52.7%→50.0%) 職員負担割合の引上げ(47.3%→50.0%) ◎職員福利厚生事業の掛金と補助金割合の見直し 【平成17年度の取組】 掛金:補助金の割合 H17 1:1.37→H18 1:0.73 【平成18年度の取組】 掛金:補助金の割合 H18 1:0.73→H19 1:0.69 【平成19年度の取組】 掛金:補助金の割合 H19 1:0.69→H20 1:0.68
職員の意識改革の推進	目標管理の浸透	継続実施	◎平成17年度 目標管理研修などを実施 ◎平成18年度 目標管理の手法を取り入れた新たな人事評価制度の本格運用開始 人事評価制度の実施とあわせて平成18年度以降も研修等を継続実施して目標管理の浸透を図る。
	職場を中心とした取組		
	人材育成計画の策定	平成18年3月までに局(区)別計画策定	◎平成18年3月 局(区)別人材育成計画の策定 ◎平成19年6月 第2次人材育成基本計画策定
	市民対応研修の実施	継続実施	◎各区役所における接遇研修や職員研修所における指導者研修を継続実施
	市民から得られた情報の活用	継続実施	◎平成18年度から総合コンタクトセンターを活用 FAQのデータベース化を始め、月報の作成等により情報共有化を図り、苦情や要望を事務改善につなげる。
	職員の声を市政に反映する仕組みの再構築 職員提案制度、職員の声、職員アンケート制度などを整理し、職員の声が市政に反映できるしくみを再構築する。	継続実施	◎職員の意欲や能力を発揮できる制度構築を目指す 各制度の課題を整理し、制度目的の再検討を実施。平成20年度に新たな制度を再構築し試行する。

項目	改革の状況		
<p>公営企業の健全化の推進</p>	<p>公営企業においては、「第1次改革プラン」の取組により、経営健全化の取組や受益者負担の見直し等を推進し、基準外繰出金の段階的な削減を図ってきました。また「第2次改革プラン」においても、引き続き独立採算による経営が可能となるような財務体質を確立することを目標に、改革に取り組みました。</p> <p>また地方公営企業法全部適用の水道、工業用水道、自動車運送、病院の4事業については、「中期の経営計画」を別途策定し、経営改革を進めています。</p>		
	改革の視点・方向性	目標	取組内容
	<p>①病院事業</p> <p>平成17年4月より地方公営企業法を全部適用して、市立病院の抜本的な経営健全化に向けた取組を推進する。</p> <p>局内にプロジェクトチームを設置して、経営指標・目標の設定、さらには目標に対する具体的な達成手段や実績評価を行う経営評価システムを導入し、一層の経営改善をめざす。</p>	<p>抜本的な経営健全化の推進</p>	<p>◎平成17年4月 地方公営企業法全部適用</p> <p>◎平成18年3月 「川崎市病院事業経営健全化計画」策定（取組期間：平成21年度まで）</p> <p>◎平成18年3月 「川崎市立井田病院再編整備基本構想」策定</p> <p>◎平成19年3月 「川崎市立井田病院再編整備基本計画」策定</p> <p>◎平成20年3月 「川崎市立井田病院基本設計」</p> <p>【3年間の主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■平成17年7月 井田病院における土曜日外来の開始 ■特殊勤務手当の見直し ■医師・歯科医師の勤勉手当への成績給の試行的導入 ■平成18年2月 多摩病院の運営開始 ■平成18年4月 川崎病院に救命救急センターを設置 ■平成18年8月 井田病院に地域がん診療連携拠点病院の指定 ■平成18年12月 井田病院患者送迎用シャトルバス運行開始 ■平成19年4月 診療費等のクレジットカード支払いの導入 ■平成19年4月 多摩病院全床オープン ■平成19年12月 川崎病院と理化学研究所との共同研究の開始 ■平成20年2月 総合医療情報システムの開発に着手
	<p>②下水道事業</p> <p>財政収支計画（平成16年度～平成19年度）に基づき、民間活力の導入、組織体制の見直しによる人員削減などの内部改革を行い経営の効率化を進める。</p> <p>経営の効率化と併せ、水洗便所等設備資金貸付助成事業のうちの私道共同排水設備施設助成について、工事費の助成率の引き下げ措置を実施することなどにより、基準外繰出金の削減を進める。</p>	<p>経営の効率化等による基準外繰出金の段階的削減</p>	<p>◎経営の効率化への取組を順次推進</p> <p>◎平成18年6月 事業経営について専門委員へ諮問</p> <p>◎平成19年3月 「川崎市下水道基本構想」策定</p> <p>◎平成19年4月 専門委員の答申</p> <p>◎平成20年3月 「川崎市下水道事業中期経営計画」（平成20～22年度）策定</p> <p>【3年間の主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■建設工法の見直し等による建設投資の効率化 ■入江崎総合スラッジセンター運転・保守管理業務の委託化 ■用地・資源の有効利用 ■一般会計からの基準外繰入金等の段階的削減 ■管理・建設部門の統廃合 ■下水道事務所の執行体制の見直し

公営企業への基準外繰出金の推移(当初予算ベース)



項目	改革の視点・方向性	目標	取組内容
公営企業の健全化の推進	<p>③水道事業・工業用水道事業</p> <p>水道局行財政改革推進計画に基づく人員の削減に向け、組織のスリム化、業務委託の推進、業務システムの見直しを推進する。</p> <p>営業所サービスの見直しを行うことで、営業所のあり方について検討し、統廃合に向けた作業を進める。</p> <p>将来の水需要動向を踏まえ、事業再構築計画を策定して給水能力の見直しに向けた取組を進める。</p>	経営の健全化に向けた取組の推進	<p>◎平成18年3月 「川崎市水道事業及び工業用水道事業の中長期展望」策定(取組期間:平成21年度まで)</p> <p>◎平成18年8月 「川崎市水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」策定(取組期間:平成18年度から概ね10年程度)</p> <p>【3年間の主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■平成17年度から長沢浄水場排水処理業務の全面委託化 ■特殊勤務手当の見直し ■平成18年度から7行政区の営業所を2ヶ所の営業センターに統廃合 ■長期水需要予測を確定させ、給水能力の見直しに伴う浄水場の統廃合などの計画を策定 ■管理部門の統廃合 ■「川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」の改正(水道事業の給水人口及び1日最大給水量の変更)
	<p>④自動車運送事業</p> <p>バス事業経営問題検討会の答申を踏まえ、自立した経営を基本とした新たな経営健全化計画を策定し、着実な実行を図る。</p> <p>この計画の中で、利用者サービスの向上、人件費の縮減、路線の運行委託の導入、一部路線の委譲などの検討を行い、経営健全化の抜本的な方策を進める。</p>	経営改善による安定的かつ自立した経営の確立	<p>◎平成18年3月 川崎市バス事業「ニューステージプラン」策定(取組期間:平成21年度まで)</p> <p>◎平成20年3月 川崎市バス事業経営問題検討会設置</p> <p>【3年間の主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■平成17年10月から管理職手当の50%削減 ■平成18年度 一部路線の民間事業者への委譲(2路線) ■平成18年度 技能職(乗務員等)の期末手当0.15月削減 ■平成18年度 特殊勤務手当の廃止及び見直し ■技能職(乗務員等)の給料10%削減に向けて段階的引き下げ(平成19年度～22年度) ■平成19年3月 ICカード乗車券「PASMO」を全車両取扱開始、11月ICカード定期券導入 ■平成19年3月「市バスナビ」を上平間、鷺ヶ峰営業所へ導入、平成19年10月塩浜営業所導入により、市バス全エリアでのサービス展開 ■平成19年4月から上平間営業所の管理委託を一部開始、平成20年4月から上平間営業所の管理委託を完全実施 ■接遇等について年代別の乗務員研修及び高齢者疑似体験研修、接遇指導者養成研修等の実施 ■ノンステップバスの導入促進(平成19年度末現在165両) ■非常勤公募嘱託運転手の配置

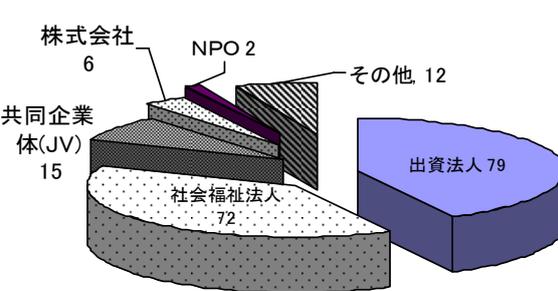
項 目	改革の視点・方向性	取組内容
出資法人改革の推進	1. 統廃合や民営化を行う法人	
	(財)川崎市在宅福祉公社	<ul style="list-style-type: none"> ■平成18年3月 廃止 (福)川崎市社会福祉協議会へ業務移管
	(福)川崎市社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> ■本市派遣職員の引上げを完了 ■運営費補助の見直しを進め、補助金の削減を図る ■KFJ多摩や、よつば保育園等の社会福祉施設の設置・運営主体となり、本市の出資比率を1.48%まで低減 ■事業計画を再構築し自立運営をめざし、平成22年度までに法人の完全民営化を図ることとした。
	(財)川崎市建設技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ■平成20年3月 廃止
	2. 3年以内に抜本的な法人のあり方を決定する法人	
	川崎市土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ■第2次及び第3次総合的土地対策計画等により、保有土地の処分を順次進め、残る大規模保有地の水江町地内公共用地の再取得について調整を図る ■平成18年度に「あり方検討会議」を設置し、公社の必要性の検討や公有地拡大推進法の活用メリットを検証 ■水江町地内公共用地の再取得後の平成22年度を目途に、川崎市住宅供給公社との事務部門の統合(役職員の兼務)を図ることとした。
	かわさき市民放送(株)	<ul style="list-style-type: none"> ■武蔵小杉地区の高層化に対応したアンテナ設置場所の確保等、災害時避難場所に指定されている全施設での良好な受信状況の確保に努めた ■本市と法人との間で、確実な災害情報提供が行われるよう体制を整備 ■サッカーJ1リーグの放送権取得等、コミュニティ放送としての役割を強化 ■経営改善を前提に存続することとし、本市に依存しない自立した財務体質の確立を図ることとした。
	(株)川崎球場	<ul style="list-style-type: none"> ■本市の本庁等駐車場の契約方式の見直しにより、法人の管理する駐車場は、川崎球場内及び川崎球場に隣接する駐車場のみになる ■平成18年度に「あり方検討委員会」を設置し、検討を進めた ■富士見周辺地区整備基本計画等の進捗にあわせ法人の整理を進めることとした。
	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ■他法人との統合、他の法人格への移行、清算等による法人形態の見直し等を検討 ■法人が行っていた社会福祉事業は社会福祉法人に移管し、一時介護人派遣事業は廃止 ■地域活動支援等について本市の関与が必要であることから、法人を存続することとし、自立に向けた経営改善を進めることとした。
	(財)川崎市水道サービス公社	<ul style="list-style-type: none"> ■民間委託化や直営化など事業運営手法の見直しを図り、事業規模を縮小 ■本市派遣職員1名の引上げを実施 ■「経営問題協議会」の意見等を受け、法人のあり方を検討 ■今後の公益法人としての方向性を検討し、廃止を含めた対応を図ることとした。

項 目	改革の視点・方向性	取組内容
出資法人改革の推進	(財)川崎市消防防災指導公社	<ul style="list-style-type: none"> ■本市の消防用設備等点検業務の契約方式を見直す ■平成17年度に「あり方検討委員会」を設置し、検討を進める ■本市からの補助金を廃止するとともに、本市派遣職員の引上げを完了 ■執行体制の見直しを図り、職員数の削減を実施 ■公益性の高い事業の拡充と自立経営の継続を前提として継続することとした。
	(財)川崎市学校給食会	<ul style="list-style-type: none"> ■学校給食の物資調達業務については、平成17年度に「あり方検討委員会」を設置し、事業の委託化、他の出資法人での実施、直営化等について検討 ■社会問題化している給食費未納問題等も踏まえて、給食費の債権者を学校給食会とし未納金回収の取組を強化 ■安全で安心な学校給食を確保するため、物資調達業務を担わせ、経営改善を進めることとした。
3. 指定管理者の指定動向等により事業の見直しを行う法人		
	(財)川崎市国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ■国際交流センターの指定管理者に指定 ■本市派遣職員1名の引上げを実施
	(財)川崎市指定都市記念事業公社	<ul style="list-style-type: none"> ■平成17年度まで管理運営していた5施設の指定管理者にならなかったことから、執行体制の見直しを図り、本市派遣職員6名の引上げを実施 ■事業の執行方法を見直す等、事業の効率化や事業費の削減を実施 ■事業検証を行い、施設の所有権のあり方などを整理、明確化した上で、法人の存続を含めたあり方を検討することとした。
	(財)かわさき市民活動センター	<ul style="list-style-type: none"> ■こども文化センター55館の指定管理者に指定 ■館長職を本市派遣職員から法人職員とするなど執行体制の見直しを図り、本市派遣職員53名の引上げを実施
	(財)川崎市産業振興財団	<ul style="list-style-type: none"> ■産業振興会館及びかわさき新産業創造センター(KBIC)の指定管理者に指定 ■国及び県の事業を受注する等、事業の拡大を図る ■執行体制の見直しを図り、本市派遣職員4名の引上げを実施
	(財)川崎市公園緑地協会	<ul style="list-style-type: none"> ■大師公園の指定管理者に指定 ■緑のボランティアセンター設置のため、平成18年度から2年間、本市職員1名を派遣 ■「あり方検討委員会」を設置し、平成19年度から公益法人への移行に向けた検討を進める
	(財)川崎市リサイクル環境公社	<ul style="list-style-type: none"> ■余熱利用市民施設2施設とリサイクルコミュニティセンターの指定管理者に指定 ■資源化处理業務を見直し、南部リサイクルセンター等資源化处理施設の管理以外の業務を民営化 ■平成19年度に「改善検討委員会」を設置し、検討を進める ■本市派遣職員1名の引上げを実施
	(財)川崎市まちづくり公社	<ul style="list-style-type: none"> ■本市派遣職員4名の引上げを実施 ■事業の見直しを図り、優良ビル建設融資事業を廃止 ■本市公共建築物改修・設計工事の受託を開始

項目	改革の視点・方向性	取組内容
出資法人改革の推進	川崎市住宅供給公社	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者向け福祉施設併設住宅の整備や「子育て世帯支援」の視点も加えた入居審査の実施等、市の施策展開にあわせた事業へ見直し ■人事評価制度の実施にあわせた給与体系に見直し ■資金調達を見直し本市の損失補償を廃止
	(財)川崎市生涯学習財団	<ul style="list-style-type: none"> ■青少年の家等の5施設の指定管理者に指定 ■事業の見直しとそれに伴う執行体制の見直しを図り、本市派遣職員29名の引上げを実施 ■市民アカデミー講座はNPO法人を活用するものとし、平成22年度末までに順次移管
	(財)川崎市体育協会	<ul style="list-style-type: none"> ■青少年関連事業の自主事業化や、とどろきアリーナ及び川崎市体育館の指定管理業務など自主財源の確保に取り組む
4. 経営改善を進める法人		
	(財)川崎市文化財団	<ul style="list-style-type: none"> ■ミュージザ川崎シンフォニーホール、川崎市アートセンターの指定管理者に指定 ■本市派遣職員2名の引上げを実施
	川崎市信用保証協会	<ul style="list-style-type: none"> ■平成18年度に「あり方検討委員会」を設置して、信用補完制度の見直し等に対応した保証協会の持続的経営基盤の確立に向けた本市の財政支援策等を検討 ■経営の透明性に向けて「外部評価委員会」を協会独自に設置するとともに、人事考査制度や職位定年制度(58歳で管理職から専任職とする制度)を導入
	川崎地下街(株) ※現 川崎アゼリア(株)	<ul style="list-style-type: none"> ■人材派遣の活用等、人件費の縮減に努めた ■事務所の移転・縮小を図り、管理経費の縮減に努めた
	川崎冷蔵(株)	<ul style="list-style-type: none"> ■平成18年度に「経営問題等検討委員会」を設置して法人のあり方を含めて検討し、さらなる経営努力を行った上で、当面は関係者の協力を得つつ、経営改善を進める ■市場機能のあり方の検討の中で、冷蔵機能の適正規模を検証し、あわせて法人のあり方も検討することとした。
	(財)かながわ廃棄物処理事業団	<ul style="list-style-type: none"> ■本市派遣職員2名の引上げを実施 ■焼却施設の大規模修繕等による処理能力の向上を図ること ■平成19年度から法人の経営改善を行うことの是非について検討を進めている
	(財)川崎・横浜公害保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ■平成17年度から川崎・横浜両市の「あり方検討会」において、検査事業のあり方等も含め、センターの方向性について検討を進める
	(財)川崎市シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ■全員参加型の会報編集委員会の設置や、就業機会創出員を設置する等、会員による自主運営のしくみを構築 ■臨時職員の活用等、人件費の縮減に努めた ■本市派遣職員1名の引上げを実施 ■平成18年度に、インターネットを活用した広報、新規会員募集等に取り組む

項 目	改革の視点・方向性	取組内容
出資法人改革の推進	(財)川崎市身体障害者協会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中部身体障害者福祉会館の指定管理者に指定 ■ 平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、本市委託事業の一部が同法の事業に移行したことや、新たな事業を開始する等、より効率的で採算性を考慮した事業運営を行った
	(財)川崎市母子寡婦福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成17年度末に国の認可を受け、母子福祉センターに就業自立支援センターを設置し、就業機会の拡大などセンターの機能を拡充
	(財)川崎市看護師養成確保事業団	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受験料、授業料の見直しによる収入増を図るとともに、給与体系の見直しを実施するなど、経営改善に取り組む
	(財)川崎市保健衛生事業団	<ul style="list-style-type: none"> ■ 執行体制の見直しを図り、本市派遣職員6名の引上げを実施 ■ 現健康づくりセンターへの移転により、運営費補助金の削減を図る ■ 健康増進事業の一部及び健診検査事業を廃止し、健康づくり事業、貸館等事業、CR事業、斎苑運営事業の4事業に再編整理
	みぞのくち新都市(株)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 執行体制を見直し、事務の効率化に取り組む
	川崎臨港倉庫(株)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 役員給与の見直し等の経費削減図り、経営改善に取り組む
	かわさきファズ(株)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営の安定化策として物流センターの機能に適合した利益率の高いテナントの誘致促進等により、黒字決算の継続を図るとともに、物流センターとしての機能強化のため新物流棟を建設し、供用を開始

(単位 千円)

項 目	改革の視点・方向性	目 標	取組内容														
指定管理者制度の活用	平成16年4月に策定した『公の施設』管理運営主体に関する方針に基づき、すべての公の施設について総点検を進めます。特に、現在出資法人等に管理運営を委託している公の施設については、改正地方自治法施行後3年以内(平成18年9月1日)に移行することとなり、指定管理者制度の活用等を図ることとしています。	出資法人等に管理運営を委託している約170施設における指定管理者制度の活用など	<p>■平成20年4月末までに公の施設186施設に指定管理者制度を導入</p> <ul style="list-style-type: none">●平成17年度以前導入施設数 8施設●平成18年度導入施設数 164施設●平成19年度導入施設数 8施設●平成20年度導入施設数(4月末まで) 6施設 <p>制度導入施設合計: 186施設</p> <p>指定管理者の団体別内訳(H20.4現在: 186施設)</p>  <table border="1"><caption>指定管理者の団体別内訳(H20.4現在: 186施設)</caption><thead><tr><th>団体別</th><th>施設数</th></tr></thead><tbody><tr><td>出資法人</td><td>79</td></tr><tr><td>社会福祉法人</td><td>72</td></tr><tr><td>共同企業体(JV)</td><td>15</td></tr><tr><td>その他</td><td>12</td></tr><tr><td>NPO</td><td>2</td></tr><tr><td>株式会社</td><td>6</td></tr></tbody></table>	団体別	施設数	出資法人	79	社会福祉法人	72	共同企業体(JV)	15	その他	12	NPO	2	株式会社	6
団体別	施設数																
出資法人	79																
社会福祉法人	72																
共同企業体(JV)	15																
その他	12																
NPO	2																
株式会社	6																

II 公共公益施設・都市基盤整備の見直し

公共公益施設・都市基盤整備について第2次改革プランでは、厳しい財政状況を勘案しながら、総合計画・実行計画における事業の緊急性や妥当性などに基づいた厳しい事業選択や事業の優先順位付けを踏まえて、計画に位置付けられた事業や施設整備を行うにあたっての効率的・効果的な取組みや手法の転換、既存ストックの有効活用を中心に取組みを推進しました。また、土地開発公社の経営健全化等の総合的土地対策についても推進しました。

項目	改革の視点・方向性	取組内容
(1) 施設・設備の長寿命化の推進	かつて、人口の急速な増加に伴って整備されたさまざまな都市施設が老朽化し、更新時期を迎えつつあることから、ライフサイクルマネジメントの視点に立った取組を推進し、保全・補修、更新を行うための「優先順位付け」を行いながら、適切なメンテナンスにより、施設・設備の寿命の延長と、ランニングコストの低減を図ります。	<p>◎主な取組</p> <p>■道路維持補修事業 道路施設について、区民要望に対応しながら、安全性に配慮して効率的・効果的な維持補修を行うことにより、管理水準の引き上げ及び長寿命化を推進</p> <p>■公園施設維持管理事業 公園施設を安全かつ快適に利用できるよう、効率性等に配慮しながら計画的な維持補修を行い、施設の長寿命化を推進</p> <p>■街路樹維持管理事業 安全性や緊急性に配慮して、計画的な剪定や刈込などを行うことにより、管理水準を引き上げ</p> <p>■公共建築物耐震化推進事業 本庁舎、区役所等の公共施設を利用する市民の安全を確保するため、緊急性が高い施設の耐震対策を実施する一方、「耐震対策実施計画」を策定し、計画的かつ迅速に公共建築物の耐震化を推進</p> <p>■下水道管きょ施設維持管理事業 下水道管きょの計画的な修繕と定期的な清掃を行うことにより、損傷や管の詰まりが原因の道路陥没や悪臭を防止するとともに、施設の延命化を推進</p> <p>■橋りょうアセットマネジメント事業 保全・補修・更新の優先順位付けを行うことにより、長寿命化及び将来の維持管理費用の縮減・平準化を図りつつ、安全性を確保</p>
(2) 既存ストックの活用と時代要請への対応	社会経済環境が急速に変化し、市民ニーズや価値観の多様化が進むなかで、限られた財源を効果的に投資して最大の効果を得るため、既存ストックの転用、機能の統合、施設の合築などによる効率的で効果的な施設整備と有効活用を図るとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境への配慮といった時代の要請に対応したまちづくりを進めます。	<p>◎主な取組</p> <p>■こども文化センター改修事業 ●こども文化センターを市民活動支援の拠点として活用するとともに、地域子育て支援センターとして有効活用。(平成20年度から)また中学生・高校生の居場所づくりの一環として、こども文化センターの一部を音楽室に改修し、引続き利用等の検証を行い、環境整備を推進 ●行財政改革効果の還元事業として、平成19年度から床の改修を開始</p> <p>■橋中学校の保育所との複合化 橋中学校の改築にあわせ、保育所を合築整備</p> <p>■新百合21ホールの再整備 芸術文化の創造と発展・振興を目的とし、アートセンターと連携しながら「しんゆり・芸術のまち」推進の一翼を担うための施設整備に対して補助の実施</p> <p>■建築物環境配慮推進事業 環境に配慮した質の高い建築物の普及促進に向け、建築物環境配慮制度(CAS BEE川崎)を創設し、平成18年10月から運用</p> <p>■バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業 バリアフリー新法に基づき、重点整備地区に指定した市内主要駅周辺地区において、点字ブロック等を設置することにより高齢者・障害者等の移動円滑化を推進</p> <p>■PA(ポンプ車と救急車)連携運用事業 救急車が出場中に重症者が発生した場合、AEDを搭載した直近のポンプ車が出場し、救命処置を行い救命率の向上を図るための連携運用を導入</p> <p>■市有財産有効活用による歳入の確保 平成19年「市有財産を有効に活用するための基本方針」策定 ①土地・建物の貸付事業 ②土地・建物の売却事業 ③土地・建物及びその他の財産を活用した民間事業者広告の掲載事業を柱とし、歳入の確保を図るため市有財産活用を積極的に推進</p>

項目	改革の視点・方向性	取組内容
(3) 効率的で効果的な整備主体・手法の選択	<p>性能発注や設計、建設、維持管理、運営等を一括して発注するなどの工夫により、民間のオペレーション能力や革新的手法の開発が促され、建設費や管理運営費が低減してトータルコストの削減が図られる場合があります。また、PFI方式などの導入により事業化を図ることで、民間のノウハウを活用し、市民に対してより質の高いサービスを提供するとともに、財政支出の平準化を図ることも可能となります。こうした多様な整備主体・手法の選択により市民ニーズに的確に対応した、効率的で効果的な事業展開とコスト削減を図ります。</p>	<p>◎主な取組</p> <p>■中原消防署改築事業</p> <p>老朽化した庁舎を改築することにより、地域の防災活動拠点として市民の安全・安心な生活を確保し、小杉駅周辺地区の活性化方策としてホテルとの複合施設として整備。平成20年4月開設</p> <p>■公共工物品質確保関係経費</p> <p>入札参加企業を評価するため、本市独自の主観評価項目の設定を図り、平成18年度に本格実施。また、平成19年度から「総合評価一般競争入札」の試行実施</p> <p>■鹿島田駅西部地区市街地再開発事業</p> <p>土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区として、都市計画道路等の都市基盤整備と併せ、会社施行による市街地再開発を推進</p> <p>■はるひ野小中学校新築事業へのPFI事業手法の導入</p> <p>PFI方式による新事業手法の活用を図り建設。平成20年4月開設</p> <p>■既存教室冷房化事業</p> <p>小学校普通教室への冷房設備設置を効率的かつ効果的に推進するため、PFI事業を活用</p> <p>■多摩スポーツセンター建設事業</p> <p>多摩地区に整備するスポーツセンターについて、PFI事業手法を活用することにより、建設費及び運営経費の削減や、財政支出の平準化を図る</p>
(4) 既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直し	<p>社会経済環境の変化は急速で大きく、その変化に的確に対応することが求められています。既に定められた計画であっても、周辺環境の変化から事業の必要性や妥当性に变化が生じる場合があることから、個別の計画についても、適切に進捗状況を把握し、評価を行い、諸環境の変化に対応した見直しを行います。</p>	<p>◎主な取組</p> <p>■都市計画道路網のあり方検討調査事業</p> <p>平成20年3月の川崎市都市計画審議会において提出された「都市計画道路網のあり方について」の最終答申を踏まえ、「都市計画道路網の見直し方針」を策定。その中で、見直し検討候補路線として7路線11区間を抽出</p> <p>■新川崎地区整備事業</p> <p>平成17年1月に都市計画決定した地区計画に基づき、道路予定地の先行取得用地の再取得、道路、鹿島田跨線歩道橋、下水道、公園等の設計・整備など都市基盤整備事業を推進</p>
(5) 市民との協働によるまちづくりの推進	<p>都市の成熟化や少子高齢化の急速な進展により、市民の価値観や地域を取り巻く環境に変化が生じており、市民協働による地域課題の解決や日常生活での利便性向上に向けての取組みが求められています。</p> <p>こうした中で、市民、企業、事業者、行政の協働により、それぞれが、適切に機能を果たしながら、協議会などを設けるなどして、計画づくりやまちづくりを行います。</p>	<p>◎主な取組</p> <p>■音楽のまちづくり推進事業</p> <p>音楽を中心とした芸術や市民文化の創造を通じ、活力ある地域社会の実現や新たな産業機会の創出など、民間活力を活用して推進</p> <p>■しんゆり・芸術のまち魅力発信事業</p> <p>事業者・教育機関・市民等と連携し、新百合ヶ丘駅周辺に集積する芸術関係の様々な施設や人材などの地域資源を活かした芸術のまちづくりを推進</p> <p>■保全緑地育成事業</p> <p>平成17年度に新設したかわさき緑レンジャー(市民レンジャー)を活用し、安全で美しい里山づくりに向けた調査を行う。また、保全された緑地における萌芽更新、危険樹木の伐採・撤去等の適正管理を機動的に行う</p> <p>■身近な公園育成事業</p> <p>街区公園等の身近な公園緑地について、市民との協働による維持管理を進めるため、管理運営協議会による地元管理の促進を図る</p> <p>■あんしん歩行エリア整備事業</p> <p>「あんしん歩行エリア」として指定した交通事故の多発地区について、地域住民と協力して作成した整備計画に基づき、安全対策を集中的に実施し交通事故の抑止を図る</p>

項目	改革の視点・方向性	取組内容																				
		<p>■都市計画マスタープランの策定 平成18年度に策定した「全体構想」及び7区の「区別構想」の計画的な進行管理・誘導を行うとともに、地域住民等の発意のもとに「まちづくり推進地域別構想」の策定を推進</p> <p>■地区まちづくり推進事業 市民による地域特性を活かした地区ごとのまちづくり計画の策定活動等を支援することにより、市民が主体となった身近なまちづくりを推進</p> <p>■小杉駅周辺地区エリアマネジメントの推進 小杉駅周辺地区の都市居住環境の向上や地域コミュニティ形成を図るためのエリアマネジメント業務を推進</p> <p>■川崎駅周辺総合整備事業 川崎駅周辺総合整備事業推進会議を中心に、川崎駅周辺の回遊性・利便性の向上やバリアフリー化の検討を行い、東西連絡歩道橋のバリアフリー化や東口駅前広場の再編整備等を推進</p> <p>■学校運営協議会制度推進事業 小学校4校をコミュニティ・スクールに指定し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営への取組を構築</p>																				
総合的土地対策の推進	<p>全国の土地開発公社の経営環境が依然として厳しい状況の中、本市においても、「第2次総合的土地対策計画」の着実な推進を図っていますが、平成16年12月に国から示された新たな「土地開発公社経営健全化対策」、とりわけ「民間事業者への貸付けにより有効活用を図ることを目的として土地を再取得する場合の地方債措置」などについての検討を含め、現行の「第2次総合的土地対策計画」のローリングを実施します。</p> <p>その結果、新たな「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」(計画期間:平成18年度～平成22年度)を含む、「第3次総合的土地対策計画」を策定し、改めて国から「土地開発公社経営健全化団体」の指定を受けることにより、公社の更なる経営健全化と本市の土地問題解決に向けた取組を推進します。</p>	<p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ■平成12年度に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、これを第1次総合的土地対策として、公社保有額の縮減に努めた。 ■これとともに公共用地先行取得等事業特別会計、土地開発基金保有額の縮減にも取り組んだ。 ■その後の「第2次総合的土地対策計画」による取組もあわせ、3制度合計で保有額は、平成12年度当初の2,153億円から、平成18年度末には915億円へと、1,238億円(57.5%)縮減された。 ■水江町地内公共用地については、「川崎市企業誘致・産業立地促進計画」(地域再生計画)に基づき、臨海部の再生及び産業活性化に向け、国の支援措置を活用し土地開発公社から再取得後、民間事業者への貸付による有効活用を図っていく <p>◎平成18年2月「第3次総合的土地対策計画」策定 (計画期間:平成18～22年度) 長期保有土地(5年以上)の計画的な再取得 用途不明確土地の解消 貸付・売却等の実施 土地開発公社経営健全化対策の活用</p> <p>◎川崎市土地開発公社 平成18年3月に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」を国に提出し、同年6月「公社経営健全化団体」として指定を受けた。その後、平成20年度に水江町地内公共用地を再取得するため、平成20年1月に変更計画を国に提出</p> <p>◎3制度の保有額の状況 (単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="598 1794 1155 2045"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度末</th> <th>19年度末 見込</th> <th>19年度中 縮減 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3制度の合計</td> <td>915</td> <td>854</td> <td>△ 61</td> </tr> <tr> <td>土地開発公社</td> <td>489</td> <td>454</td> <td>△ 35</td> </tr> <tr> <td>用地会計</td> <td>408</td> <td>386</td> <td>△ 22</td> </tr> <tr> <td>土地開発基金</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>△ 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合あり</p>		18年度末	19年度末 見込	19年度中 縮減 見込	3制度の合計	915	854	△ 61	土地開発公社	489	454	△ 35	用地会計	408	386	△ 22	土地開発基金	18	15	△ 3
	18年度末	19年度末 見込	19年度中 縮減 見込																			
3制度の合計	915	854	△ 61																			
土地開発公社	489	454	△ 35																			
用地会計	408	386	△ 22																			
土地開発基金	18	15	△ 3																			

Ⅲ 市民サービスの再構築

(1) 社会経済環境の変化に対応した施策の再構築

「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげる」という基本的な考え方のもとで、単に経費を削減し、採算性を追求するということではなく、少子高齢化や社会経済環境の変化、また、これに伴う市民ニーズの変化などに的確に対応するため、限られた財源を有効に活用し、公平・公正で効果的な市民サービスが行われるよう、改革を進めてきました。

(単位 千円)

項目	改革の視点・方向性	取組内容
① 補助・助成金の見直し	制度発足当時には行政需要があった事業であっても、社会経済状況の変化とともにその必要性は薄れていくこともあります。時代の変遷とともに移り変わる市民ニーズに的確に対応するためには、①市の政策目標に合致しているのか、②政策目標実現のための手段として補助事業が適正な執行方法か、常に見直しを続ける必要があります。	<p>◎主な取組</p> <p>「補助・助成金見直し方針」に沿った見直しの着実な推進を図るとともに、市民や様々な団体への支援を通じて、地域の公益目的及び行政目的達成のため効果的に活用する</p> <p>平成18年度予算における見直し効果額 685,870</p> <p>平成19年度予算における見直し効果額 529,071</p> <p>平成20年度予算における見直し効果額 445,534</p> <p>【平成18年度予算へ反映した主な見直し】 (増減額)</p> <p>■川崎市職員厚生会補助金 △ 181,386 職員福利厚生事業の掛金と補助金割合の見直し</p> <p>■川崎市健康・検診センター運営費補助金 △ 72,438 平成18年10月の移転とともに機能の見直しを行い運営コストを削減</p> <p>■私立幼稚園園児保育料補助金 178,799 補助金単価の拡充及び第2子以降の優遇措置適用条件緩和</p> <p>■かわさき市民公益活動助成金制度補助金 4,029 かわさき市民活動センターからの市民公益活動助成金原資を拡充</p> <p>【平成19年度予算へ反映した主な見直し】 (増減額)</p> <p>■川崎市生涯学習財団補助金 △ 172,843 財団事業の見直し(市民アカデミーのNPO設立、新百合21ビルからの移転等)</p> <p>■川崎市立学校教職員互助会補助金 △ 7,338 互助会運営費の会費と補助金割合の見直し</p> <p>■民間保育所施設振興費補助金 101,552 補助対象となる市内民間認可保育所の増(30園→34園)</p> <p>■住宅用太陽光発電設備設置補助金 3,000 川崎市新エネルギービジョンを実現するための取組</p> <p>【平成20年度予算へ反映した主な見直し】 (増減額)</p> <p>■川崎市社会福祉事業団運営費補助金 △ 38,156 法人事務局運営費の見直し</p> <p>■川崎市立学校教職員互助会補助金 △ 53,357 補助対象事業の見直し</p> <p>■民間保育所整備事業費補助金 672,652 市内民間認可保育所整備数の増(3園→7園)</p> <p>■特定建築物耐震改修等事業助成金 57,500 特定建築物の耐震化を促進するための取組</p>
② 受益と負担の適正化	直接受益を受ける当事者だけでなく、納税という形でコストを負担している多くの市民や世代間にわたる市民の負担をも考慮し、引き続き受益に対する負担の適正化を図っていきます。	<p>◎主な取組</p> <p>【平成18年度予算へ反映した主な見直し】</p> <p>■小学校自然教室運営費 八ヶ岳少年自然の家で実施する自然教室の食事代について、公費負担を見直し</p> <p>■定時制高校給食運営費 夜食費について、公費負担額を見直し</p>

項目	改革の視点・方向性	取組内容
		<p>【平成19年度予算へ反映した主な見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■米飯給食運営費 小学校の米飯給食に係る炊飯委託経費について公費負担を見直し ■博物館施設使用料 高齢者の有料化等、施設料金制度を見直し ■学校施設有効活用施設使用料 市民に開放している学校施設の一部(土橋小学校多目的ホール等)の使用を有料化 <p>【平成20年度予算へ反映した主な見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新百合21ホール施設使用料 ギャラリーや練習室など、文化芸術施設としての機能の充実に伴い、使用料金を見直し ■がん検診自己負担額の見直し 自己負担額を見直すとともに、現在65歳以上である無料対象年齢を70歳以上に上げる ■港湾緑地施設等使用料の設定 港湾緑地施設において、駐車場やパーベキュー施設など一部の施設について使用料を設定
③ 債権確保策の強化		<ul style="list-style-type: none"> ■滞納債権対策室の設置(平成20年4月) 国民健康保険料などの税外債権を担当する部門の徴収確保体制の強化に向け専属の組織として新たに設置。同時に「川崎市滞納債権対策会議」を設置し、滞納債権の回収にかかる支援を進め、市税債権の収納強化と連携して、高額・困難案件の滞納処分を行うとともに、収入未済額及び不納欠損額の圧縮をめざす <p>市税</p> <p>引き続き滞納額の圧縮と収入率の向上に向けた取組を続け、平成20年度の目標である滞納額100億円未満、収入率95.0%(平成15年度実績94.2%)の達成に向け、債権確保策を一層強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年末一斉催告時の区役所における土・日曜日の窓口開設や、コンビニエンスストア収納の開始及び口座振替の拡大などの納税の利便性の向上による市税収入の早期確保への取組 ●動産の差押やインターネットを利用した公売推進などの、市役所と区役所が一体となった滞納処分の強化等 <p>平成20年度の目標である収入率95%を、平成17年度決算(95.6%)において、また滞納額100億円未満を平成18年度決算(96億円)において、いずれも前倒しで達成</p> <p>国民健康保険料</p> <p>滞納処分強化、特別収納対策の拡充を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●休日・夜間における戸別訪問徴収・電話催告に加え、特別収納対策の拡充や差押等の滞納処分について強化・拡大 ●短期や初期の未納世帯に対する収納促進を強化 ●保険証更新時における納付誓約書の見直し等、従来の収納対策に併せて、徴収嘱託員の業務特化による未納分・滞納分の収納対策を強化 <p>保険財政の長期安定化を図るため、滞納整理指導員や新システム導入による滞納分徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指す</p> <p>保育料</p> <p>公平性の観点から引き続き強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●督促や徴収指導員による電話指導、園長による保護者への納付指導などを徹底し、それでも納付しない一部保護者については、平成19年度から市長による個別面談を実施 <p>市営住宅使用料</p> <p>公平性の観点から引き続き強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家賃滞納者に対して戸別訪問の強化を中心とした取組を実施し、明渡請求を徹底 ●管理代行制度の活用により、収納体制の再整備を図り、収納率の向上に取組中 ●平成19年度から即決和解条項不履行者に対して住宅明渡しの強制執行を開始

項目	改革の視点・方向性	取組内容
<p>④ 持続可能な制度基盤の確立と施策の転換</p>	<p>低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行、さらには人口減少過程への移行など、かつて経験したことのない大きな社会経済環境の転換期を迎える中、今までの「成長」を前提とするさまざまなしくみを「持続」型へと根本的に見直していくことが求められており、多様な市民生活やニーズに即した真に必要なサービスを、将来にわたって維持していくため、持続可能な制度として再構築していきます。</p>	<p>◎主な取組</p> <p>■ごみ収集体制の変更(収集回数の見直し) 普通ごみを週3日(月水金と火木土の地域に分割)、資源物を週1日の収集とするとともに、祝日の収集を行うこととした(平成19年4月)</p> <p>■分別収集の拡大(ミックスペーパー分別収集) 「ミックスペーパー」(包装紙、菓子箱等)の分別収集・リサイクルについて対象地域を拡大してモデル実施を進める</p> <p>■生ごみ等リサイクル推進事業 生ごみの減量化、リサイクルの推進に向けて、モデル事業を実施し、「かわさき生ごみリサイクルプラン」策定検討会議等を通じて、生ごみリサイクルシステムを構築</p> <p>■公設民営保育所運営委託事業 川崎市保育基本計画に基づき、指定管理者制度を導入 ・平成17年度:下作延中央 ・平成18年度:かわなかじま、みぞのくち ・平成19年度:塚越、小田中、小田中乳児、たちばな中央、くじ</p> <p>■公立保育所調理業務委託事業 平成15～19年度で20園において調理業務を委託化</p> <p>■総合アレルギー対策事業 従前の成人呼吸器疾患医療費助成制度を見直し、総合アレルギー対策の一環としての市内全域を対象とした、新たな成人ぜん息患者医療費助成制度を創設(平成19年1月実施)</p> <p>■小学校等給食業務委託事業 小学校等の給食調理業務を順次民間事業者へ委託 平成19年度までで25校実施</p> <p>■学校適正配置推進事業 平成18年度に河原町小学校を御幸小学校に統合。平成20年度に白山中学校と王禅寺中学校を、平成21年度までに白山小学校と王禅寺小学校を統合することを決定</p> <p>■小児医療費の助成 平成18年4月に1歳児以上の所得制限額について、児童手当制度の所得制限額の緩和にあわせて引き上げるとともに、平成19年1月に通院の助成対象年齢を5歳児から小学校就学前まで拡大</p> <p>■敬老祝品贈呈事業 77歳への敬老祝品の贈呈、長寿夫妻への記念品の贈呈については、平均寿命の伸びや他都市の動向を踏まえ平成19年度をもって廃止</p> <p>■老人医療費助成事業 医療制度改革の実施に合わせて川崎市老人医療費助成制度を平成19年度をもって廃止し、事業廃止時点における対象者に対して経過措置を実施するとともに、医療費自己負担割合が増加する高齢者を対象として、最長で3年間年額1万円の健康予防支援金を給付することとした。</p>
<p>⑤ ニーズの変化や代替等による施策の見直し</p>	<p>制度創設から相応の年限が経過したことに伴い、当初の施策目的が失われたものや、この間の取組により目標が達成されたものなど、時代状況の変化に対応した適切な見直しを進め、限られた財源をより効果的・効率的に配分することによって、総体として市民生活の維持・向上を図ります。</p>	<p>◎主な取組</p> <p>■診療所(向丘、三田)の廃止 社会状況の変化に伴い、平成17年度末をもって廃止</p> <p>■東生田寮の廃止 社会状況の変化に伴い、厚生寮としての役割は終了したものと平成17年度末をもって廃止</p> <p>■被保護世帯入浴援護事業 生活扶助費には、最低限生活維持に必要な公衆浴場入浴料も含まれているとの観点から平成19年9月末をもって廃止</p> <p>■長寿荘運営事業 施設の老朽化や利用者が減少している状況等を踏まえ、宿泊事業等を廃止する一方、中原区の老人福祉センターとして、高齢者の健康の増進や教養の向上、相談などのサービスを総合的に提供する。</p>

(2) 迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供

電子的に行政手続きを行う電子申請システムの構築や、市民との円滑なコミュニケーションを実現するコンタクトセンターの整備を図るほか、顧客志向を重視した市民に身近な区役所等の窓口や相談体制を整備することにより、市民満足度の高い電子行政サービスや利便性の高い快適な窓口サービスを効率的・効果的に提供します。

項目	改革の視点・方向性	取組内容
①IT社会に対応した効率的・効果的な情報環境の整備	電子的に行政手続きを行う電子申請システムの構築など、市民満足度の高い電子行政サービスを効率的・効果的に提供します。	<p>◎主な取組</p> <p>■システム評価調整事業</p> <p>市民や企業が電子行政サービスを安心して利用できるよう、情報セキュリティの管理・監査を行い、個人情報等の保護を図る。平成19年度は、情報システムの信頼性・安全性・効率性を確保するため、システム評価を引き続き実施するとともに、全体最適化計画を策定</p> <p>■電子申請推進事業</p> <p>市民が時間や場所の制約を受けずに、インターネットで行政手続を行うことを可能とするなど市民にとって利便性の高い行政サービスを提供する。平成19年度は、「川崎市行政サービス端末」による各種証明書の発行を開始。平成20年4月から行政サービスコーナー及び連絡所にも行政サービス端末を設置</p> <p>■戸籍電算化事業</p> <p>市内全ての区役所・支所等で戸籍に関する証明書の即時交付を可能とするなど、市民の利便性向上と事務の効率化を図るため、平成19年度に戸籍総合システムを導入</p> <p>■民営バス運行情報提供システムの導入補助</p> <p>利用者の利便性向上を図るため、バスの到着予定・接近・遅延情報を、パソコン・携帯電話等で提供するシステムの導入に対して民営バス事業者に補助金を交付(平成19年度から)</p> <p>■児童生徒安全情報配信事業</p> <p>児童生徒の安全確保に迅速に対応するため、安全にかかわる情報を、電子メールにより配信するシステムを運営開始</p> <p>■市バス運行情報提供システムの導入</p> <p>バスの到着予定、接近・遅延情報等をパソコン、携帯電話等で利用者に提供するシステム「市バスナビ」を市バス全路線導入完了(平成19年度)</p>
②市民満足度の高い窓口・相談サービスの提供	市民との円滑なコミュニケーションを実現するコンタクトセンターの整備を図るほか、顧客志向を重視した市民に身近な区役所等の窓口や相談体制を整備することにより、利便性の高い快適な窓口サービスを効率的・効果的に提供します。	<p>◎主な取組</p> <p>■総合コンタクトセンター整備運営事業</p> <p>平成17年11月 サンキューコールかわさき試行実施 受付時間 午前8:30～午後5:00 開庁日のみ</p> <p>平成18年4月 サンキューコールかわさき本格実施 受付時間 午前8:00～午後9:00 年中無休</p> <p>平成19年度 紛失等の申出により市民カードの申請機能を一時停止する入力代行業務を開始</p> <p>■区役所転出入窓口の土曜日開設事業</p> <p>市民の来庁機会拡大や平日の窓口の混雑緩和を図るため、平成19年10月から、毎月第2・第4土曜日に区役所転出入窓口を試行的に開設</p> <p>■区役所トイレ快適化事業</p> <p>平成19年度から、区役所施設内トイレを市民が快適に利用できるよう、洋式化のほか温水洗浄便座を順次設置</p> <p>■24時間電話教育相談</p> <p>平成19年度中に電話相談の通年24時間化</p> <p>■市立病院におけるクレジットカード支払いの導入</p> <p>市立3病院において、診療費等のクレジットカード支払いを導入</p>

(3) 公共公益施設の有効活用の推進

「何を増やし、何をつくる」といった発想や目的ごとの施設整備、組織縦割りの管理運営など、これまでの執行方法等を転換し、施設整備に際して他に必要な施設・機能がある場合には、当該機能との合築や複合化・多機能化を進めるとともに、管理運営の総合化、機能の転換、供用時間の延長など、必ずしも新たな整備を行わなくても市民ニーズを充足する機能が提供できるよう、地域における既存のさまざまな資源や財産を有効に活用するための改革を進めました。また施設の管理・運営についても、引き続き民間活用や地域住民の参画等を推進します。

項目	改革の視点・方向性	取組内容
① 市民利用施設等における機能の転換	公共施設についても、資産活用や経営的視点を取り入れ、既存施設の多機能・多目的化による弾力的な対応を進めるほか、用途廃止や目的喪失となった施設は、廃止(売却)、転用、暫定利用等を含む個々の対応方針を定め、有効活用を図ります。	<p>◎主な取組</p> <p>■こども文化センター及びわくわくプラザ室の有効活用</p> <p>目的施設としての位置づけを前提としながらも、児童厚生施設であるこども文化センターを市民活動拠点として活用するとともに、地域子育て支援センターとして有効に活用(平成20年度から)。また、既存のわくわくプラザ室を利用し、18時から19時までの「子育て支援・わくわくプラザ事業」を実施</p> <p>■総合福祉センター整備事業</p> <p>中原会館の結婚式場廃止の答申に伴い、会館全体の機能を見直し、総合福祉センターに転換(平成18年9月運営開始)</p> <p>■有馬・野川地区生涯学習拠点施設整備事業</p> <p>施設整備に向け、実施設計を行うと共に、地域・市民が主体となって実施する新たな管理運営手法等を検討し、指定管理者制度の導入を決定(平成21年度開館予定)</p> <p>■市有財産有効活用による歳入の確保(再掲)</p> <p>平成19年「市有財産を有効に活用するための基本方針」策定</p> <p>①土地・建物の貸付事業 ②土地・建物の売却事業 ③土地・建物及びその他の財産を活用した民間事業者広告の掲載事業を柱とし、歳入の確保を図るため市有財産活用を積極的に推進</p>
② 学校施設の有効活用、複合化の推進	学校施設の新築・改築時における福祉施設等との複合化、生涯学習・市民活動の場としての活用、学校図書館の市民利用拡充、学校施設有効活用事業における市民主体の管理運営等の取組をとおして、地域資源である学校施設を有効に活用します。	<p>◎主な取組</p> <p>■学校施設有効活用事業</p> <p>市立学校の校庭、体育館、プール、特別教室を市民の生涯学習・市民活動等の場として有効活用する。学校図書館は19年度に3校において貸出サービスをモデル実施</p> <p>■学校施設地域管理事業</p> <p>夜間・土日等の学校施設開放における地域主体の管理体制を整備・推進する。久本小、高津中、土橋小、生田小、生田中は地域のNPO等へ委託</p> <p>■橋中学校の保育所との複合化</p> <p>橋中学校の改築にあわせ、土地の有効活用を図り、保育所を合築整備</p>
③ 効率的・効果的な執行体制の実現	これまで主として行政が担ってきた事業執行体制を見直し、指定管理者制度の活用や市民協働の取組等により、引き続き「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方に基づいて「民間活用型公共サービス提供システム」への転換を進めます。	行政体制の再整備・指定管理者制度の活用に記載

(4) 市民協働による地域課題の解決

社会構造が従来と大きく変化する中で、地域のさまざまな課題解決に向けて市民活動が活発化するなど、これまで行政が主体となって担ってきた領域に変化が生まれており、今後とも、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則としながら、協働に関する基本的な考え方を示す「協働のルール」づくりや高齢者が地域の主役として活躍できるしくみづくりなど、地域の自立や活性化に向けた取組を推進してきました。

項目	改革の視点・方向性	取組内容
① 市民活動支援、協働のルールづくり	市民活動の活性化を促進するとともに、市民と行政の協働によって、地域社会におけるさまざまな課題の解決を図っていくためのしくみづくりを推進します。	<p>◎主な取組</p> <p>■協働のルールづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協働のルール策定に向けた課題の整理とともに、状況把握のための庁内実態調査、市民活動団体へのヒアリングやアンケート調査を実施 ●平成18年度に公募委員及び学識経験者で構成した「川崎市協働のルール検討委員会」において検討 ●平成19年1月、川崎市協働のルール検討委員会が「川崎市協働型事業のルール策定に関する報告書」を提出 ●平成20年2月、検討委員会報告書に基づき「川崎市協働型事業のルール」を策定。平成20年4月からの適用にむけ、説明会の開催等により周知を図り、協働型事業の拡充を推進 <p>■市民活動育成推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中間支援組織である(財)かわさき市民活動センターが実施主体となり、市からの補助金等を原資に、市民活動団体の事業に助成金を交付するしくみを構築・実施 ●事業の審査にあたっては、引き続き公開プレゼンテーションの実施や審査基準の明確化などにより透明性・公平性を確保 ●今後も審査方法等の充実を図り、市民活動団体の自立や活性化を促進
②シニア能力等活用のためのしくみづくり	多様な地域の人材が経験や能力を発揮して、いきいきと暮らしていくためのしくみづくりや環境整備を進めます。また、今後定年を迎えるシニア世代の知識・能力を、シニア自ら地域で開花させるためにワークショップを開催し、市民による中間支援組織の立ち上げと活動を支援するほか、市民活動、ボランティア、コミュニティビジネス、雇用など、幅広い視点でシニア能力活用に取り組みます。 また、大学のもつ専門知識・技術や人材等、貴重な地域資源を活かして地域の活性化を図り、地域における大学連携のしくみづくりを支援します。	<p>◎主な取組</p> <p>■いきいきシニアライフ促進事業</p> <p>シニア世代の豊富な経験、知識、能力を地域社会の中で十分に発揮し、地域の課題を解決するしくみの推進に向け、情報発信機能の拡充や推進体制の充実強化を推進</p> <p>■企業等退職者人材活用支援事業</p> <p>企業等退職者が持つ優れた技術・経験等を活かし、市内企業等とのマッチングを行うとともに、地域で活動するシニアグループを支援し、コミュニティビジネスにつなげるなど、地域人材の活用と地域の活性化を促進</p> <p>■多摩区・3大学連携事業</p> <p>多摩区内の3大学と区役所が連携して地域社会づくりに取り組むため、「多摩区・3大学連携協議会」を設置し、各大学が持つ知的資源や人材を活かした実践的な活動を展開 平成18年度からは、地域の様々な課題の解決に向けて、課題解決のモデルとなる事業を地域と大学との協働により実施</p> <p>■麻生区・こども関連大学連携事業</p> <p>麻生区・4大学公学協働ネットワークを活用し、マタニティコンサートや小学校への出前コンサートを開催するなど4大学と連携したこどもや子育てに関連した事業を実施</p>

(5) 区行政改革の総合的推進

項目	改革の視点・方向性	取組内容
<p>① 区における地域課題への的確な対応</p>	<p>日常的なまちづくり課題を的確に把握し、地域で解決できる区役所とするために、地域住民等の主体的なまちづくり活動への支援、地域特性を活かした地域環境整備に関する課題への対応、開発等に絡む課題への事前対応などを図る体制を整備します。</p> <p>また、区役所を地域の総合的な子ども支援の拠点とするために、地域と学校教育の連携強化などを推進し、子育て世代を総合的に支援する体制を整備します。</p>	<p>■ 地域のまちづくり活動支援のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成17年4月から、各区に「まちづくり支援担当」を配置 都市景観の形成や良好な住環境の保全に向けた連携・調整など、地域の個性や魅力を活かした市民主体のまちづくり活動への支援を強化 ●平成19年4月 地域まちづくり支援体制を再整備 ●平成20年4月 「企画課」の新設及び「地域安全担当主幹」を配置 <p>■ 放置自転車対策等の身近な環境整備についての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成17年4月から、各区に「身近な環境整備担当」を配置(平成20年3月まで) ・放置自転車対策…区民からの苦情・陳情等への迅速な対応を強化 ・路上喫煙防止対策…関係機関と連携し街頭での啓発活動を展開 ●各区に「地域安全担当主幹」を配置(平成20年4月) 地域防災力向上及び身近な環境整備の取組を強化 <p>■ 子ども総合支援拠点としての整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成17年4月から、各区に「子ども総合支援担当」を配置(平成20年3月まで) 地域の子育てグループ、子ども関係団体及び関係機関とのネットワークを構築するとともに、子育て等に関するニーズの把握、子育て情報誌及びインターネットによる情報発信を展開 ●区役所内の子どもに関する相談窓口を一元化するため、全区で「子ども相談窓口」を整備するなどの取組を推進 ●各区に「子ども支援室」を設置(平成20年4月) 学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援施策を総合的に推進
<p>② 区における市民活動支援施策の推進</p>	<p>各区の市民活動支援拠点整備の円滑な推進を図るため、具体的整備内容等をガイドラインとして定めます。</p> <p>また、各区に設置されている施設の有効活用を図る観点から、ネットワーク化を図り、市民活動団体への「場の提供」など支援施策を進めます。</p>	<p>■ 市民活動支援拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成18年3月 「区、地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」を策定 既存施設を有効活用した市民活動支援拠点の整備を推進 <p>■ 市民利用施設のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高津区では、区における市民活動支援拠点の整備に合わせ、施設利用状況等の情報を一元的に管理するシステムを作成、併せて、市民活動を支援するためのホームページを立ち上げ、その中で支援拠点の施設予約状況が分かるように、予約情報を掲載
<p>③ 便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供</p>	<p>転入・転出が多くなり混雑が想定される年度末・年度当初の区役所窓口の改善を図るとともに、これまでに認証取得したISO9001の導入後の成果を活かした窓口サービス向上の取組等を推進します。</p> <p>また、戸籍の電算化等により、区役所・支所・出張所等の窓口サービス機能の見直しを行い、事務の効率化・迅速化を図り、便利でわかりやすいサービス提供体制の整備を進めます。</p>	<p>■ 窓口混雑期対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3月から4月にかけての窓口混雑期に、全区役所の区民課、保険年金課で日曜に窓口を開設し、窓口混雑の緩和による待ち時間の短縮、来庁機会の拡大の推進 ●平成19年10月から、区役所転出入窓口を毎月第2・第4土曜日に試行開設 <p>■ 区役所窓口サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成17年4月から区民サービス部長を設置するとともに各区において区役所窓口サービスの向上と充実に向けた検討会議を設置 ●PDCAサイクルの構築など窓口サービス改善を推進 ●「区役所サービス向上指針」を策定(平成20年4月) 区役所サービスの総合的な向上のため、その中核となる窓口サービスのさらなる改善に向けた取組を推進 <p>■ 区役所サービスの効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成18年1月 「戸籍電算化基本計画」を策定 ●平成19年6月 行政サービス端末(証明書の自動交付機)を稼動 市民サービスの向上と業務の効率化を目指して、戸籍電算化による区役所と支所・出張所間の業務管轄を廃止するとともに、「行政サービス端末(証明書の自動交付機)」の設置と利用促進に向けた取組を推進 ●平成19年6月 行政サービスコーナーでの戸籍関係証明の即時交付の開始 ●平成20年4月 連絡所の証明書発行地域を区内から全市に拡大

項 目	改革の視点・方向性	取組内容
④市民参加による区行政の推進	<p>区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議を行う「区民会議」を設置します。</p> <p>また、区長による計画等の調整機能の強化や区予算の確立など、区役所の機能強化を推進します。</p>	<p>■区民会議の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成18年4月「川崎市区民会議条例」を施行 各区に区民会議を設置し、地域社会の課題を区民の参加と協働で解決するための調査審議を開始 ●平成19年度 各区の審議に応じて、中間報告作成。平成20年度にかけて、区民会議フォーラムの開催や課題解決に向けた取組を推進するとともに、各区で最終報告作成 ●平成20年度 各区で第2期の区民会議を開始 <p>■区における総合行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成18年4月「川崎市における総合行政の推進に関する規則」を施行 区役所内や区と局の間の調整を円滑にするなど、区が把握した課題について地域の視点からの解決が図られるよう、区が主体となって総合的に取り組むための制度を整備 <p>■区予算の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成17年度予算 「区役所費(款)」を創設 ●平成18年度予算 区の自主執行予算である「協働推進事業費」を拡充 ●平成18年度から、区の課題を地域の視点から解決するため区が主体的に関係局と調整し事業企画した「区の課題解決予算」を拡充